

公立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての意志ある公立の高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付する公立高等学校生徒等奨学給付金（以下「給付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

なお、本給付金は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）に該当するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に定めるものをいう。ただし、特別支援学校の高等部を除く。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年省令第13号）第2条第2項に定める者をいう。
- (3) 高校生等 法第3条に定める高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる者で、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者及び特別支援学校の高等部に在学する者を除く。
- (4) 生活保護受給世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が支給されている世帯をいう。
- (5) 学び直し支援金 岩手県公立高等学校学び直し支援金給付要綱に基づく給付をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、給付を受けようとする年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等であり、県内に住所を有するもの
- (2) 給付金を申請する年度における保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である者又は生活保護受給世帯である者

(給付金の給付額等)

第4条 給付金の給付額は、次の表に定める額とする。

| 区 分 | | 高校生等1人当たりの給付金の給付額 |
|---|--|-------------------|
| (1) 生活保護受給世帯の高校生等 | | 年額 32,300円 |
| 保護者等全員の市町村 村民税所得割額が非課税である世帯 ((1) の場合を除く。) | (2) 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等 ((4) の場合を除く) | 年額 59,500円 |
| | (3) 通信制の高等学校等に在学する高校生等 | 年額 36,500円 |
| | (4) 当該世帯に扶養されている2人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等 | 年額 129,700円 |

2 前項の表の(2)及び(4)に係る1人目、2人目の順は生年月日順とする。ただし、通信制の高等学校等に在学する高校生等を含む複数の高校生がいる場合は、通信制の高等学校等に在学する高校生等は全て前項の表の(3)の給付額とし、通信制以外の高校生等は全て前項の表の(4)の給付額とする。

(給付申請及び認定)

第5条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、基準日現在の高校生等の世帯の状況について、当該年度の7月1日から8月31日までの間(以下「申請期間」という。)に在学する高等学校等の校長(以下「校長」という。)又は県教育委員会に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合においては、当該年度の12月31日まで申請を認めることとする。

2 前項による申請は、次の表の左欄に掲げる高校生等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる提出先に、同表の右欄に掲げる書類を様式第1号による申請書に添付して行なうものとする。

| 高校生等の区分 | 提出先 | 書 類 |
|------------------------|-------------|---|
| 県内の県立の高等学校等に在学する高校生等 | 校長 | ア 第3条第2号に該当することを証明する書類(生活保護受給世帯にあつては、受給を証明する書類。) |
| 県内の県立以外の高等学校等に在学する高校生等 | 校長を経て県教育委員会 | イ 前条第1項の表の区分のうち(4)に該当する高校生等にあつては、当該事実を確認できる書類(生活保護受給世帯を除く。) |
| 県外の高等学校等に在学する高校生等 | 県教育委員会 | ウ 県外の高等学校等に在学する高校生等にあつては、様式第2号による在学証明書 |

3 校長又は県教育委員会（以下「校長等」という。）は第1項に基づく申請を受理したときは、受給資格を審査し、給付を決定したときは様式第3号による支給決定通知書を、給付を決定しなかったときは様式第4号による不支給決定通知書を申請者に通知するものとする。

4 前項による支給決定通知書を受けた者は、第2項による提出先に様式第5号による振込口座届を提出しなければならない。

（給付回数等）

第6条 給付金は、年度ごとに給付することとし、給付の回数は一人の高校生等につき年1回、在学している間の通算3回（定時制又は通信制の課程に在学する高等生等にあつては4回）を上限とし、第5条第4項の規定に基づき提出された振込口座届により口座へ振り込むものとする。ただし、学び直し支援金の給付を受ける資格を有する高校生等は給付上限終了後も、2回を限度として給付を受けることができる。

（給付金の返還等）

第7条 給付金は、基準日の状況により給付するものとし、給付後に世帯状況の変化、高校生等の休学並びに退学があつた場合であっても、校長等は保護者等に給付金の追給又は返還の請求を行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行し、平成26年4月1日以降に入学（転入・編入を除く）及び1学年（同学年に相当する学年を含む。）に編入した者について適用する。

平成27年4月1日以降については2学年（同学年に相当する学年を含む。以下同じ。）に、平成28年4月1日以降については2学年及び3学年（同学年に相当する学年を含む。）に編入した者についても適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年度分の給付金から適用する。